

トルクメニスタン外国投資法

(新稿)

本法は、トルクメニスタン領内における外国投資家、外国投資参加企業の活動の法的基礎を定め、トルクメニスタンにおける外国投資の誘致および効率的利用をめざすものである。

第1章 総則

第1条 本法で用いられる基本概念

本法では次の基本概念が用いられる—

1) 外国投資—トルクメニスタン領内の企業活動対象に対する、資金、有価証券、その他の資産、金銭的評価を有する財産権、知的活動の結果に対する排他的権利(知的所有権)、並びにサービス、情報等、外国投資家に属する民法的権利対象物の形による、外国資本の投下；

2) 外国投資家；

◎外国法人。トルクメニスタンにおけるその支部、駐在事務所を含む；

◎国際組織；

◎外国国家；

◎外国自然人、並びに無国籍者であって投資実施の時点で外国領内に定住している者；

◎トルクメニスタン市民であってトルクメニスタン国外に定住場所を有する者；

3) 外国投資参加企業—トルクメニスタンの法規に定める手続によりトルクメニスタン領内に設立された企業であって、外国投資家に完全に属するもの、またはトルクメニスタンの法人および自然人との持分参加に基づいて外国投資家に属するもの；

4) 直接外国投資—トルクメニスタン領内において設立された、もしくは新たに設立される企業の定款記載資本金に占める 10%以上の株式(分担、出資)を外国投資家が所有、取得すること；トルクメニスタン領内に設立される外国法人支部の固定資産へ投資すること。

5) 投資案件—投資実施の経済的妥当性、規模、期限を基礎づけるものであって、国家規格(基準)に基づいて作成された設計・見積文書、並びに投資実施にかかわる実務的行動(ビジネス・プラン)の説明書を含むもの。優先的投資案件—その実施がトルクメニスタン閣僚会議の決定に基づいて行われる投資案件。

6) 投資案件の資金回収期間—直接外国投資を利用する投資案件への資金供給開始日から、外国投資参加企業、外国法人支部の減価償却控除を含めた純益蓄積額と投資費用額の差がプラスの数値をとる日までの期間。

7) 再投資—外国投資家、外国投資参加企業がトルクメニスタン領内の外国投資から得た利益（所得）によってトルクメニスタン領内の企業活動対象へ投資を行うこと；

8) 自由経済地帯—自由企業活動の経済地帯、国立観光地帯、並びにその他の種類の自由経済地帯であって、その設置、活動、廃止がトルクメニスタンの法規により定められるもの。

第2条 外国投資に関するトルクメニスタンの法規

1. 外国投資に関するトルクメニスタンの法規は、トルクメニスタン憲法に立脚し、本法およびトルクメニスタンの他の規範的法令からなる；

2. トルクメニスタンの国際条約により、本法およびトルクメニスタンの他の規範的法令に含まれるものと異なる規則が定められている場合、国際条約の規則が適用される。

第3条 外国投資実施の形態

外国投資は次の形態で行われる—

- 1) トルクメニスタンの自然人および法人と共同での企業への持分参加；
- 2) 外国投資家に完全に属する企業、外国法人支部の設立、もしくは既存企業の取得；
- 3) 動産および不動産の取得。但し、トルクメニスタンの法規により民間取引が制限されているものを除く；
- 4) 外国借款およびローンの提供；
- 5) トルクメニスタンの法規に定める財産権および非財産権の取得。

第2章 外国投資部門の国家政策とその実施メカニズム

第4条 外国投資部門の国家政策

トルクメニスタン領内における外国投資誘致、投資活動調整、外国投資家の活動支援にかかわる国家政策の策定および実施は、トルクメニスタン閣僚会議と、閣僚会議から権限を与えられた国家機関（以下、担当機関とする）によって行われる。

第5条 トルクメニスタン閣僚会議の権限

トルクメニスタン閣僚会議は次のことを行う—

- 1) 国際投資協力の分野で国家政策を策定し、実施する；

- 2) 外国投資誘致にかかわる国家プログラムを策定し、その実施を保障する；
- 3) 外国投資誘致が妥当な優先的対象、部門、地域を決定し、並びに優先的投資案件実施に関する決定を採択する；
- 4) 優先的投資案件の実施に関係する外国投資家、外国投資参加企業との投資協定の準備および締結の監督を行う；
- 5) トルクメニスタン経済への外国投資誘致にかかわるその他の職務を遂行する。

第6条 担当機関の権限

担当機関は次のことを行う—

- 1) 国家政策の実施、トルクメニスタン経済への直接外国投資誘致の刺激にかかわる措置を策定し、実施する；
- 2) 外国投資部門の活動を調整し、国家とビジネスの効果的な提携メカニズムを整備し、国家権力機関および行政機関、地方行政機関および地方自治機関と外国投資家、外国投資参加企業との協同行動を保障する；
- 3) 外国クレジットおよびグラントの利用に立脚するものをはじめ、国家の持分参加のもとに実施される投資案件を含む、外国投資参加投資案件の準備状況および実施に関するデータバンクの設立・運営を保障する；
- 4) 外国投資参加投資案件の鑑定実施を保障し、並びに当該投資案件の登記を行う；
- 5) 潜在的な外国投資家にマーケティング情報提供・コンサルティング的性格のサービスを行い、並びに必要な実務的援助を行う；
- 6) 外国投資家、外国投資参加企業が引き受けた投資案件実施にかかわる義務の遂行を監督する；
- 7) 国際金融機関およびドナー国の資金誘致に関してモニタリングを行う；国際資本市場を調査し、外国投資の今後の誘致に関して提案を作成する；
- 8) 投資環境改善、投資プロセス促進、投資リスクおよび行政的バリア削減に関する提案をトルクメニスタン閣僚会議に対して行う；
- 9) 国際条約から生じるトルクメニスタンの義務の遂行、国際協力にかかわる措置の実施、先進的な外国の経験の調査および利用をめざす措置を実施する；
- 10) 外国投資部門におけるトルクメニスタンの法規の、国家権力機関および行政機関、地方行政機関および地方自治機関による遂行の監督を行う；
- 11) トルクメニスタンにおける外国投資誘致、外国投資家の支援および保護を目的とす

るその他の職務を遂行する。

第 7 条 投資案件の鑑定および登記

1. 外国投資参加投資案件は、耐震性、火災・爆発安全基準、環境、保健衛生基準の順守等について、義務的な国家鑑定を受けねばならない。

2. 外国投資参加投資案件の鑑定および登記、並びにその他の形態の外国投資実施の登録は、トルクメニスタンの法規に定める手続により行われる。

第 3 章 外国投資家、外国投資参加企業の活動の法的待遇

第 8 条 外国投資家、外国投資参加企業の活動の法的待遇

1. 外国投資家、外国投資参加企業には、内国待遇が提供される。内国待遇とは、外国投資家、外国投資参加企業の活動の法的待遇並びに投資から得られた利益の利用の法的待遇が、国内投資家に提供された活動の法的待遇並びに投資から得られた利益の法的待遇に劣ってはならないこととして了解される。

2. 自由経済地帯の域内で活動を行う外国投資家、外国投資参加企業には、特惠待遇が提供される。特惠待遇とは、外国投資家、外国投資参加企業の活動の法的待遇並びに投資から得られた利益の利用の法的待遇が、いかなる第三国の活動の法的待遇にも、並びにいかなる第三国の投資から得られた利益に提供された法的待遇にも劣っていないこととして了解される。

3. 外国投資家は、トルクメニスタンの法規にほかに定めがない場合、設立される企業の資本の額、構成、構造の選択において自由である。

4. 投資活動が制限され、もしくは禁じられる活動の種類および（もしくは）地域、並びに外国投資家に対するその他の制限は、トルクメニスタンの憲法体制の基本を擁護し、防衛力と安全を保障するために不可欠な程度においてのみ、トルクメニスタンの法律によって定めることができる。

5. トルクメニスタンの法規の変更が外国投資家、外国投資参加企業の活動の法的待遇を悪化させる禁止および制限をもたらす場合、外国投資の登記の時点で行われていたトルクメニスタンの法規が 10 年間、これらに対して適用され、また、トルクメニスタン閣僚会議の決定に基づいて投資案件を実施している外国法人企業、外国法人支部に対してはトルクメニスタンの規範的法令に定める手続によりその登記時に申請された投資案件の資金回収期間にわたって適用される。本項の規定はトルクメニスタンの税法規にも適用される。

本項の規定は、トルクメニスタンの憲法体制の基本を擁護し、防衛力と安全を保障するためにトルクメニスタンの法規が変更された場合には適用されない。

6. 自国領内においてトルクメニスタンの経営主体のために投資の法的待遇を制限している国の外国投資に対しては、トルクメニスタンの法規により同様の制限を定めることができる。

第9条 関税特典

1. トルクメニスタンに搬入される次の資産は関税の徴収を免除される—

1) 外国投資参加企業の定款記載資本金本、外国法人支部の固定資本として、申請したリストに基づいて搬入される資産；

2) トルクメニスタン閣僚会議の決定に基づいて締結された国際条約および契約に従い、外国投資家、外国投資参加企業が投資として搬入する資産。本項第2号に示された資産は、相応する条約によって定められた投資案件の資金回収期間にわたり関税の徴収を免除される。

2. 本条第1項に示された資産がトルクメニスタンへの搬入後3年以内に譲渡された場合、納付延滞で加算した罰金を含め、関税全額の徴収がトルクメニスタンの法規に定める手続により行われる。

3. 本条第1項に示された資産の通関手続に対しては、税関手数料を徴収しない。

第10条 外国投資の税法上の規制

外国投資家、外国投資参加企業への課税は、これらへの税の特典提供を含め、「トルクメニスタン税法典」により定める。

第11条 外国投資のその他の刺激措置

1. 外国投資参加企業、外国法人支部は、ライセンスなしで自社生産の製品（労務、サービス）を輸出し、自己の必要のために製品（労務、サービス）を輸入する権利を有する。

2. 自由経済地帯の域内で活動を行う外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタンの法規に定める手続により、投資案件の資金回収期間に応じて土地区画を賃借する権利を有する。

3. 投資案件の登記、並びに自由経済地帯内で対象の建設と運用を行う外国投資参加企業、外国法人支部および駐在事務所の登記は、登記手数料を徴収しない。

4. 自由経済地帯の域内で活動を行う外国投資家、外国投資参加企業は、次のものを免除される—

- 1) 領事および登記手数料の納付；
 - 2) 契約登記の取引所手数料の納付；
 - 3) ライセンス発給とその更新のための国家手数料の納付；
 - 4) トルクメニスタンの法規に定める手続と条件による土地区画の賃借料納付；
 - 5) 利益から予算外基金へのトルクメニスタンの法規に定める控除；
5. 自由経済地帯の域内で対象の建設および運用にかかわる活動を行う外国投資家、外国投資参加企業、並びにこれらの請負業者、下請け業者がトルクメニスタンに搬入する設備・資材の品質証明は、品質証明サービス料を徴収せずに行われる；
6. 外国投資参加企業、外国法人支部は、これらが生産する製品（労務、サービス）の売却条件を自主的に定める。但し、価格が国家によって規制されている製品（労務、サービス）は除く。
7. トルクメニスタンの社会・経済発展を目的として、安定した経済成長、国の経済の先進的構造改革、輸出力の強化および拡大、並びに住民の雇用水準向上を保障する優先的投資案件、利権条約に関しては、トルクメニスタンの法規により、外国投資家と外国投資参加企業のために他の特典を定めることができる。

第 12 条 企業活動の開始と停止

外国投資参加企業、外国法人支部および駐在事務所の設立、国家登記、並びに清算、個人企業家としての外国自然人および無国籍者の活動の国家登記および活動停止は、トルクメニスタンの法規に定める手続により行われる。

第 13 条 労働法関係の規制

1. 外国投資参加企業、外国法人支部と、トルクメニスタン市民でない者も含むその従業員との間の労働法関係は、トルクメニスタンの労働法規によって規制される。
2. 外国投資参加企業、外国法人支部のトルクメニスタン市民でない従業員が適法に受け取った賃金、賞与、その他の金額は、トルクメニスタンの法規に定める手続によりトルクメニスタン国外へ送金することができる。

第 14 条 社会保険と社会保障

外国投資参加企業、外国法人支部は—

- 1) トルクメニスタン市民である自社従業員のために、トルクメニスタンの法規に定める手続により国家社会保険への控除を行う；
- 2) 外国自然人もしくは無国籍者である従業員のために、その国籍がある国家もしくは

定住地である国家の相応する基金へ社会保険および社会保障にかかわる納付を行う権利を有する。

第 15 条 外国投資保険

外国投資家、外国投資参加企業の資産およびリスクの付保は、トルクメニスタンの法規にほかに定めがない場合、自己の裁量によって行う。

第 16 条 外国投資家、外国投資参加企業による良心的競争の順守

外国投資家、外国投資参加企業は非良心的競争をしない義務を負う。これにはトルクメニスタン領内に何らかの需要の高い商品を生産するための企業を設立し、次いで外国産の同様製品を市場に進出させるために当該企業の活動を停止すること、並びにトルクメニスタンの他の経営主体の権利を制限する価格協定もしくは商品販売市場分割協定を締結することなどが含まれる。

第 17 条 記帳と報告

トルクメニスタン領内における外国投資参加企業、外国法人支部および駐在事務所の会計・統計記帳と報告は、トルクメニスタンの法規に定める手続により行われる。

第 18 条 外国投資の評価

外国投資参加企業の定款記載資本金および外国法人支部の固定資産への投資の評価は、トルクメニスタンの法規に定める手続によりトルクメニスタン国内通貨で行われる。

第 4 章 外国投資保護の国家保証

第 19 条 外国投資家、外国投資参加企業の活動の法的保護の保証

1. トルクメニスタン領内における外国投資家、外国投資参加企業に対して、本法および他のトルクメニスタンの規範的法令に基づいて権利および利益の保護が保証される。

2. 最初にトルクメニスタン領内に資産並びに文書の形および電子的担体への記録の形で情報を外国投資として搬入し、これを登記した外国投資家、外国投資参加企業は、支障なく（割り当て制、ライセンス制、その他の非関税的対外経済活動規制措置を適用されることなく）上記の資産および情報をトルクメニスタン国外へ搬出する権利を有する。

3. 外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタン領内において外国投資参加投資案件、外国投資参加企業を登記した日から本法に定める法的保護、保証、特典を取得する。

4. 外国投資家、外国投資参加企業は、外国投資から得た利益の再投資実施に際して、本法に定める法的保護、保証、特典を完全に享受する。

5. 国家権力機関および行政機関、地方行政機関および地方自治機関は、トルクメニスタンの法規に基づいて行われている外国投資家、外国投資参加企業の経済活動に干渉する権利を有さない。

国家権力機関および行政機関、地方行政機関および地方自治機関は、外国投資家、外国投資参加企業がトルクメニスタンの法規に違反している事実を摘発した場合には、具体的違反の除去に直接結びつく措置を自己の権限の範囲内にとる権利を有し、違反存在の事実を外国投資家、外国投資参加企業の他の合法的活動への干渉、活動の停止もしくは制限の根拠として利用する権利を有さない。

6. 本法に矛盾し、外国投資家、外国投資参加企業の権利を侵害する国家権力機関および行政機関、地方行政機関および地方自治機関の法令は、トルクメニスタンの法規に定める手続によって無効とし、それらの法令に立脚する行為は違法とする。

第 20 条 ビザ待遇保障とトルクメニスタン領内滞在の保証

1. 外国自然人および無国籍者とこれらの代理人、並びに外国投資家である外国法人、国際組織、外国国家の代理人、並びに外国投資参加企業、外国法人支部および駐在事務所で働く外国市民と投資活動実施に伴ってトルクメニスタンに滞在するその家族員は、次の権利を有する—

1) 期限 1 年以上の数次ビザの取得；

2) 滞在の条件および手続がトルクメニスタンの法規により定められている地域を除き、トルクメニスタン全土の自由な移動。外国自然人および無国籍者とこれらの代理人、並びに外国投資家である外国法人、国際組織、外国国家の代理人、並びに外国投資参加企業、外国法人支部および駐在事務所で働き、自由経済地帯の域内における対象の建設および運用の期間、仕事のためにトルクメニスタンを訪れる外国市民に対しては、入国のビザおよび許可はトルクメニスタン閣僚会が承認したスピード手続により発給される。

2. 外国投資家であり、外国投資参加企業を完全に所有する外国自然人および無国籍者は、トルクメニスタンの法規に定める手続によりトルクメニスタンにおいて定住地をもつ権利を有する。

第 21 条 所得および利益のトルクメニスタン領内における利用とトルクメニスタン国外への送金の保証

1. 外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタンの法規に基づいてトルクメニスタン領内の銀行に国内通貨および外貨による銀行口座を開設する権利を有する。

2. 外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタンの法規に定める税金その他の義務的支払いを納付した後、トルクメニスタン領内において所得および利益を自由に利用する権利を有する。これには、トルクメニスタンの法規に反しない目的への再投資のための利用、並びにそれまでに自己が実施した投資から適法に得られた外貨による所得、利益、その他の金額をトルクメニスタン国外へ支障なく送金する権利が含まれる。これらの所得、利益、その他の金額は次のものを含む—

- 1) 利益、配当、利子、その他の所得の形で得られた外国投資による所得；
- 2) 外国投資参加企業もしくは外国企業支部の契約その他の取引にかかわる義務遂行のための金額；
- 3) 外国投資参加企業の清算、または投資済み資産、財産権、知的活動成果の排他的権利の譲渡に伴って外国投資家が得た金額；
- 4) 本法第 26 条に定める補償。

3. 資金の転換、並びに外国投資に関連するトルクメニスタン国内およびトルクメニスタン国外への送金は、外国投資家、外国投資参加企業がトルクメニスタンの法規に定める手続により行う。

第 22 条 外国投資家、外国投資参加企業の他者への権利および義務の移転の保証

1. 外国投資家、外国投資参加企業は、契約にかかわる権利および義務を移転する権利を有する。これにはトルクメニスタンの民法に基づき、他者に要求の譲渡を行い、義務を移転する権利を含む。

2. 外国国家もしくは外国国家により権限を与えられた国家機関が外国投資家、外国投資参加企業のために、トルクメニスタン領内で実施された投資に対して与えた保証（保険契約）に関して支払いを行い、その結果、外国国家もしくは外国国家により権限を与えられた国家機関に外国投資家、外国投資参加企業の上記資産に対する権利が移転される（要求が譲渡される）場合、トルクメニスタンは、当該外国国家とトルクメニスタンが加盟している国際条約に基づき、そのような権利の移転（要求の譲渡）の適法性を承認する。

第 23 条 知的所有権保護の保証

外国投資家、外国投資参加企業の知的所有権の行使と保護は、トルクメニスタンの法規に基づいて保障される。

第 24 条 外国投資家、外国投資参加企業の情報アクセスの保証

1. 外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタンの法規に定める手続により、情

報にアクセスする権利を有する。

2. 何らかの形で外国投資家、外国投資参加企業の利害にかかわるトルクメニスタンの規範的法令は、これらにアクセスできるようにしなければならず、トルクメニスタンの法規が直接に定めている場合には、公表されねばならない。

第 25 条 投資活動の停止に伴う外国投資還流の保証

1. 外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタンにおける投資活動停止の権利を有する。投資活動停止後、外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタンまたは他の債権者に対する外国投資家、外国投資参加企業の義務遂行に差しさわりのないようにして、外国投資実施によって得た自己の資産を金銭もしくは現物の形で自由に還流する権利を有する。

2. 外国投資家、外国投資参加企業の資金の還流は、トルクメニスタンの法律に定める場合には、カズィエトの決定に基づいて停止させることができる。

第 26 条 資産の強制的有償没収の際の補償の保証

1. 外国投資家、外国投資参加企業の資産を徴発の形で国家の所有もしくは一時的利用のために強制的に有償没収することは、法律に定める場合にのみ、自然災害、事故、疫病、家畜伝染病流行、これらの被害など、非常的性格をもつ事態の克服を目的にして許される。

2. 徴発の原因となった事態がなくなった場合、外国投資家、外国投資参加企業は、徴発された資産に対して受け取った補償金の返還を条件にして残存資産の返還を要求する権利を有する。その際、残存資産の価格低下による損害は返還補償金から差し引かれる。

3. 外国投資家、外国投資参加企業の資産徴発に際して、補償は一

1) 遅滞なく外貨により行われ、投資家が希望すれば国外へ送金されねばならない；

2) 徴発に関する決定採択時の投資の市場価格に合致しなければならない；

4. 徴発される資産および価格低下による損害の評価は、トルクメニスタンの法規に定める手続により、担当機関もしくは独立の鑑定人が行う。

5. 資産徴発の合法性、資産徴発時の補償に関する紛争の解決は、本法第 29 条に定める手続により行う。

第 5 章 トルクメニスタンの外国投資法規の違反に対する責任。紛争の解決

第 27 条 トルクメニスタンの外国投資法規の違反に対する責任

1. トルクメニスタンの外国投資法規に違反する国家権力機関および行政機関、地方行政

機関および地方自治機関の公務員は、トルクメニスタンの法規に基づいて責任を負う。

2. 外国投資家、外国投資参加企業は、トルクメニスタン領内における投資活動の実施に際して、トルクメニスタンの法規、並びに投資案件実施に関して引き受けた義務を順守しなければならない。トルクメニスタンの法規および契約義務に違反した場合、外国投資家、外国投資参加企業はトルクメニスタンの法規および締結した契約の条件に基づいて責任を負う。

3. 誘致した資金、財産権を含め、外国投資家、外国投資参加企業、外国法人支部の資産は、トルクメニスタンの法規に定める手続によって、外国投資家、外国投資参加企業、外国法人支部がこれを債務保障手段として利用することができる。

4. 外国法人は、自己がトルクメニスタン領内に設立した支部および駐在事務所の活動に対して、トルクメニスタンの法規に定める手続により、責任を負う。

第 28 条 外国投資にかかわるトルクメニスタンの責任

トルクメニスタンは外国投資家、外国投資参加企業の債務に関して、これらの債務が国家により保証されている場合を除き、責任を負わない。

第 29 条 紛争の解決

トルクメニスタン領内における投資活動実施に関連して生じる紛争は、交渉もしくはトルクメニスタン「アラチ・カズィエト」における審理によって、または双方が同意すれば仲裁裁判所における審理によって解決される。

第 6 章 最終規定

第 30 条 本法の発効

1. 本法は、公式発表の日から効力を発する。
2. 本法の発効の日から、次のものについては失効したものとする—1992年マフトゥムクリ月19日にトルクメニスタン・メジリスが採択したトルクメニスタン法「トルクメニスタンにおける外国投資について」、並びにこの法律への変更および補足として加えられたすべての法律またはそれらの相応する部分。
3. 本法と矛盾するトルクメニスタンの規範的法令は、本法の発効日から1か月以内に本法に適合させねばならない。

トルクメニスタン大統領

グルバングルイ・ベルディムハメドフ

アシガバド市

2008年ノヴルズ月18日

No. 184 - III